

高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 退職勧奨の特例措置について

| | 改正前 (特例措置が無い場合) | 改正後 (新たな特例措置) |
|----------|-----------------------------|--------------------|
| 勧奨の範囲 | 勤続20年以上かつ年齢50歳以上の職員 | 昭和55年4月1日以前に生まれた職員 |
| 勧奨による退職日 | 当該年度の3月31日 | 当該年度の3月31日 |
| 早期退職加算率 | 勤続25年以上の場合 早期退職1年につき2%加算 | 早期退職1年につき3%加算 |

2. 実施期間

平成25年度及び平成26年度

【参考】

| | 平成22年度から平成24年度までの特例措置 |
|----------|--|
| 勧奨の範囲 | 昭和55年4月1日以前に生まれた職員 |
| 勧奨による退職日 | 限定しない |
| 早期退職加算率 | 早期退職1年につき 平成22・23年度 5%加算 平成24年度 4%加算 |